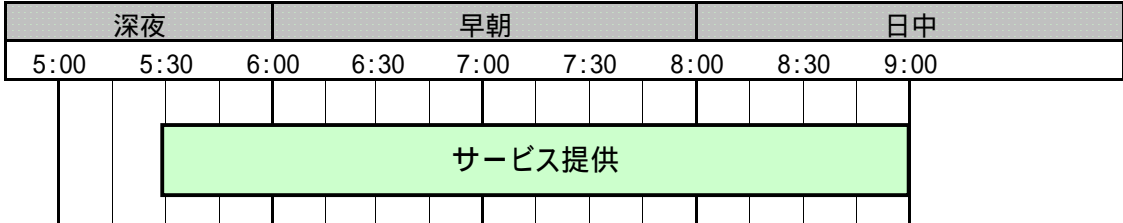


居宅生活支援費

居宅介護の早朝、夜間及び深夜における加算額の算定方法の見直しについて

今回、システムへの影響が最も大きい改正箇所となります。

身体障害者居宅介護支援費の身体介護中心の算定例
5:30から3.5時間のサービスを実施した場合



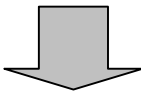
(1) 算定の基本的な考え方
『従来』

5:30～6:00	深夜時間帯3.5Hで算定
6:00～8:00	
8:00～9:00	

請求時に使用するサービスコード

サービスコード	略称	サービスコード 設定単価
1111317	身障居宅身体深夜 2 1 0	19,680

請求時には、各サービスコード毎に地域区分を乗じて端数処理を行い支援費の算定を行う。



『平成16年度以降』

5:30～6:00	深夜時間帯 0.5Hで算定	開始時加(減)算 1Hで算定
6:00～6:30	夜間早朝時間帯2Hで算定	
6:30～8:00		
8:00～9:00	日中時間帯1Hで算定	

基本額サービスコード
開始時加(減)算サービスコード

請求時に使用するサービスコード

サービスコード	略称	サービスコード 設定単価
1111133	身障居宅身体深夜0.5H	2,730
1111124	身障居宅身体夜間早朝2H	9,100
1111102	身障居宅身体日中1H	3,640
1111923	身障居宅身体開 深0.5夜早0.5	598

請求時には、各サービスコード毎に地域区分を乗じて端数処理を行い支援費の算定を行う。

